定　　款

株式会社　サンウッド

第　1　章　　総　　則

（商　号）

第１条　当会社は、株式会社サンウッドと称し、英文ではSunwood Corporation と表示する。

（目　的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

（１）不動産の売買、賃貸、仲介、鑑定、管理、ならびに不動産に関するコンサルティング

（２）家具、建具等の住宅設備機器ならびにカーテン、壁紙、カーペット等のインテリア用品の販売

（３）建築工事および土木工事ならびに内装仕上工事、電気工事および管工事の設計・監理および請負

（４）不動産特定共同事業法に基づく事業

（５）特定目的会社、特別目的会社（財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に定める会社）および不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分の売買、仲介および管理

（６）損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務

（７）上記各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

（機関の設置）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（１）取締役会

（２）監査役

（３）監査役会

（４）会計監査人

（公告の方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。

第　２　章　　株　　式

（発行する株式の総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、18,000,000株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、100 株とする。

（自己株式の取得）

第８条　当会社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）

第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。

②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

（株式取扱規程）

第10条　当会社の株式に関する取扱いは、法令または本定款に定める他、取締役会の定める株式取扱規程による。

第３章　　株　主　総　会

（招集）

第11条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第12条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月31日とする。

（招集権者および議長）

第13条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

②　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（電子提供措置等）

第14条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（決議の方法）

第15条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第16条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人としてその議決権を行使することができる。

②　株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章　　取 締 役 お よ び 取 締 役 会

（員数）

第17条　当会社の取締役は、10名以内とする。

（選任方法）

第18条　取締役は、株主総会において選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第19条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役および役付取締役）

第20条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

② 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長、取締役副社長各１名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者および議長）

第21条　取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第22条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の省略）

第23条　当会社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第24条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第25条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第26条　当会社は、会社法第426条第1項に規定された要件を満たす限り、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。

② 当会社は、社外取締役との間に、会社法第427条第１項の規定に規定された要件を満たす限り、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第　５　章　　監　査　役　お　よ　び　監　査　役　会

（員数）

第27条　当会社の監査役は、３名以内とする。

（選任方法）

第28条　監査役は、株主総会において選任する。

②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第29条　　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

（常勤の監査役）

第30条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第31条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会規程）

第32条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

（報酬等）

第33条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第34条　当会社は、会社法第426条第1項に規定された要件を満たす限り、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。

②　当会社は、社外監査役との間に、会社法第427条第１項の規定に規定された要件を満たす限り、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

（補欠監査役）

第35条　当会社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

②　補欠監査役の選任決議の定足数は、第28条第２項の規定を準用する。

③　第１項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

④　補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第　６　章　　計　　算

（事業年度）

第36条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月31日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第37条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月31日とする。

（中間配当）

第38条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。

（配当金の除斥期間）

第39条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。